第八条の五第一項第三号中「若しくは六級地」を「、六級地若しくは七級地」に改める。

第十一条の二第二項を削り、同条第一項中「第十九条の三第三項第一号イ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第一号に規定する政令で定める勤務については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一　俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員　六千円

二　俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員　五千円

三　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員　四千三百円

四　俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員　三千五百円

五　俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員　三千円

附則第四項から第十二項までの規定中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

附則第十五項中「適用される場合」の下に「及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合」を加える。

附則第十六項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一イの表中「137｜61」を「137｜62、138｜62、139｜62、140｜62、141｜63、142｜63、143｜63、144｜63、145｜64」に改め、別表第一ロの表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄の項中「30 30 30 30 31 31 31 31 32 32 32 32 33 33 33 33 33 33」を「29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29」に改め、同表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄の項中「34 35 36 37 38 39 40 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46 46 47 47 48 49」を「33 34 34 35 35 35 35 35 36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 40 40 41 41 41 41」に改め、同表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈢欄の項中「64 65 66 67 67 68 69 70 70 71 72 73 73 74 75 76 77 □ □ □ □ □ □ □ □」を「65 66 67 68 69 70 71 72 72 72 72 72 72 72 72 72 73 73 73 73 73 73 73 73 73」に改め、同表二等陸佐、二等海佐及び二等空佐の項中「62 63 64 65 65 66 66 67 67 68 68 68 69 69 70 70 71 71 72 72 73 74 75 75 76 76 77 77 □ □ □ □ □ □ □ □」を「61 62 62 63 63 64 64 65 66 67 68 69 69 70 70 71 71 72 72 72 72 72 72 72 72 72 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73」に改め、同表三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の項中「79 80 80 81 81 82 82 83 83 84 84 85 85 86 86 87 87 88 89」を「78 78 78 79 79 80 80 81 81 82 82 83 83 84 84 84 84 85 85」に改める。

別表第一の二イの表中「137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137 137」を「136 140 144 145 145 145 145 145 145 145 145 145 145 145 145 145 145」に改め、別表第一の二ロの表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄の項中「38 42 46 50」を「57 57 57 57」に改め、同表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈢欄の項中「57 58 59 60 61 62 63 65 67 69 71 73 75 77 79 80」を「58 60 65 67 69 71 73 77 81 81 81 81 81 81 81 81」に改め、同表二等陸佐、二等海佐及び二等空佐の項中「81 82 83 85 86 87 89 90 91 93 94 95 96 97 97 97 97 97」を「80 81 82 83 84 85 86 87 96 105 105 105 105 105 105 105 105 105」に改め、同表三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の項中「77 78 79 80 82 84 86 89 91 93 95 97 98 99 101 103 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105 □ □ □ □ □ □ □ □」を「78 80 82 84 85 86 87 88 90 92 94 103 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113 113」に改め、同表一等陸尉、一等海尉及び一等空尉の項中「110 111 113 115 117 119 121 123 125 127 128 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 □ □ □ □ □ □ □ □」を「113 115 117 119 121 123 127 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129」に改める。

別表第四の一種の項中「一一七、五〇〇円」を「一一六、五〇〇円」に、「一四二、六〇〇円」を「一四二、三〇〇円」に、「一三九、七〇〇円」を「一三九、三〇〇円」に、「五五、五〇〇円」を「五四、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五一、五〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（初任給調整手当に係る経過措置）

第二条　この政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第一項の規定により地域手当の級地の区分が四級地とされていた地域でこの政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第九条の二第一項の規定により地域手当の級地の区分が三級地とされることとなったものに所在する官署に置かれる官職（一般職の職員の給与に関する法律（次条において「一般職給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表㈠の適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官の官職に限る。）をこの政令の施行の日前から引き続き占める職員（新令第八条の五第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、新令第八条の五第三項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間においては、同項の規定による額に防衛大臣の定める額を加算して得た額とする。ただし、その額は、同条第一項第四号に掲げる官職を占める職員に対し同条第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例により支給される初任給調整手当の額を超えることができない。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律（次条において「法」という。）第四条第一項に規定する事務官等、常勤の防衛大臣政策参与及び自衛官に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（次条において「平成二十六年防衛省給与改正法」という。）附則第十一条において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条の規定により読み替えられた同法第二条の規定による改正後の一般職給与法（以下この条において「読替え後の一般職給与法」という。）第十一条の三第二項各号及び第十一条の五に規定する政令で定める割合並びに読替え後の一般職給与法第十二条の二第二項に規定する政令で定める額については、一般職に属する国家公務員の例による。